平成２１年（フ）第１１１６７号
千葉県千葉市緑区誉田町１丁目744―15―B―202
破産者　保科　貴光
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１８０号
東京都町田市木曽東４丁目14―イ―25―203
破産者　小西　和人
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２００号
東京都品川区旗の台６丁目24―12―603
破産者　石橋　順子
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２４３号
東京都国立市北２―35―１―201、住民票上の住所東京都世田谷区松原１丁目58―９―102
破産者　松田　史廣
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２６５号
東京都板橋区蓮根３丁目27―15―503
破産者　齋藤　奈々
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２７３号
千葉県勝浦市川津331―１
破産者　齋藤　貞子
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２７４号
東京都国立市中１丁目16―73―206
破産者　齋藤　廣利
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２７５号
東京都国立市中１丁目16―73―206
破産者　齋藤　康江
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３２５号
東京都江戸川区西葛西７丁目10―10―203
破産者　白樂　忠憲
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３２６号
神奈川県横浜市青葉区桜台26―７―101、住民票上の住所神奈川県相模原市松が枝町10―１―502
破産者　金子　武史
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３４３号
千葉県松戸市新松戸７丁目228―Ⅱ―502
破産者　梅津　満男
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３５７号
千葉県千葉市花見川区幕張町３―1487―３、住民票上の住所千葉県千葉市花見川区幕張町４丁目646
破産者　米倉　義雄
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４０７号
東京都板橋区小豆沢４丁目28―９
破産者　川端美紀子
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４２９号
東京都八王子市久保山町１丁目23―５―101
破産者　高橋壽津子
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４３４号
東京都江戸川区西小岩１丁目５―13―102
破産者　道関　秀子
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４５９号
東京都昭島市田中町３丁目５―14―401
破産者　松本　道子
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４７０号
大阪府東大阪市西堤本通東３丁目５―17―201
破産者　米田美代子
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４８５号
千葉県我孫子市新木野４丁目25―10
破産者　平　　信孝
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４８６号
千葉県我孫子市新木野４丁目25―10
破産者　平　　礼子
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第４３６３号
札幌市東区北23条東１丁目３番12号
破産者　株式会社ロードサービス
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３２号
茨城県鉾田市鉾田1635番地の３
破産者　有限会社鹿島電気通信工業
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５２７号
埼玉県新座市野寺４丁目11番35号
破産者　合資会社ニューアイランド・コンサルティング
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係